附　則

この省令は、平成三十年十一月一日から施行する。

改正後

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　総領事館

区分＼号別月額	［略］	18号	19号	20号	21号	［略］	23号	24号	25号	［略］
		円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700		円 276,700	円 254,700	円 232,700	
国地の別　アジア			コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島		スラバヤ 済州 釜山	メダン チェンマイ ホーチミン	デンパサール ペナン	
国地の別　大洋州							シドニー パース ブリスベン メルボルン	オークランド		
国地の別　北米					アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール			
国地の別　中南米			マナウス レシフェ		リオデジャネイロ		レオン			
国地の別　欧州					ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク		ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ		
国地の別　中東			ジッダ						イスタンブール	
国地の別　アフリカ										

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

二　総領事館

区分＼号別月額	［同上］	18号	19号	20号	21号	［同上］	23号	24号	25号	［同上］
		円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700		円 276,700	円 254,700	円 232,700	
国地の別　アジア			コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島		スラバヤ 済州 釜山	メダン チェンマイ ホーチミン	デンパサール ペナン	
国地の別　大洋州							シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド			
国地の別　北米					アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール			
国地の別　中南米		マナウス	レシフェ	リオデジャネイロ			レオン			
国地の別　欧州					ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク		ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ		
国地の別　中東			ジッダ					イスタンブール		
国地の別　アフリカ										

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。